

第 10 章 史跡河越館跡の運営体制

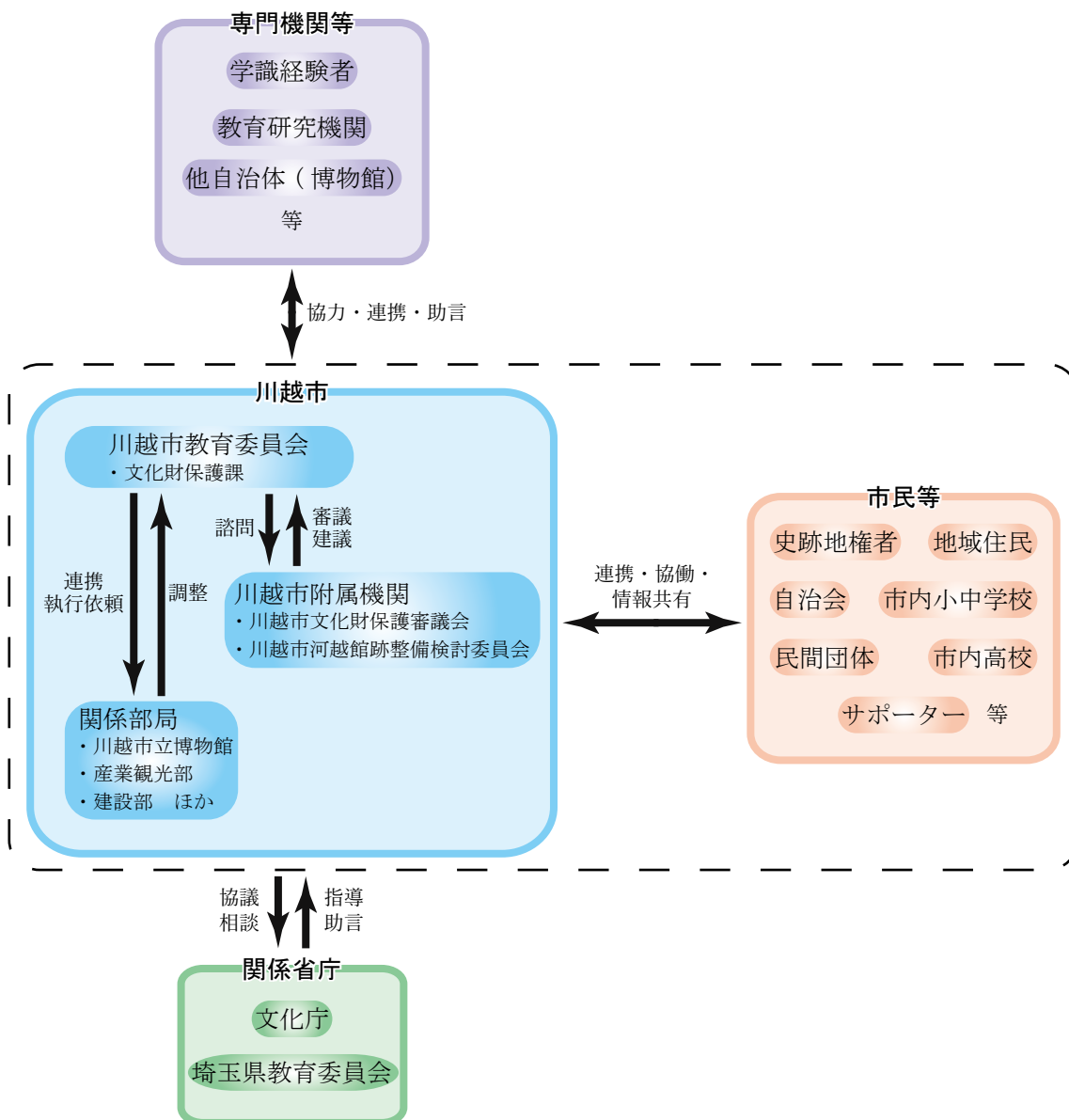
第 1 節 基本方針

河越館跡の保存管理、活用、整備を実施するための運営体制は、次の基本方針に基づいて構築する。

- (1) 河越館跡の管理団体である川越市を主体とする管理運営体制を構築する。
- (2) 地域住民と市内で活動する民間団体、そして史跡の土地所有者と連携・協働する運営体制の構築を目指す。
- (3) 文化庁、埼玉県教育委員会をはじめ、周辺自治体と連携した運営体制を構築する。

第 2 節 方法

- (1) 史跡の管理団体として、川越市は文化財保護法と本計画に基づき、史跡の土地所有者らの理解と協力を得て、史跡全体を適切に管理運営する。実務は、川越市教育委員会が担い、史跡の管理に必要なサイン等の設置、地権者による地番等の異動届出の受付、現状変更等の行政事務等を適切に行う。また、史跡の災害時の応急措置や復旧の実務も、管理団体である川越市が主体的に行う。
- (2) 土地所有者・地域住民・民間団体との連携・協働 史跡の土地所有者と密接な連携を図り、史跡にふさわしい景観保全に努める。また、河越館跡を将来にわたって保存し活用するためには、地域住民・民間団体等との連携・協働が不可欠なため、地域住民や市内の民間団体との連携・協働を図るための体制を構築する。体制構築のためにアンケートや説明会、ワークショップなどの手法を通して定期的に意見や提案のくみ上げを行う。
- (3) 保存管理・活用の体制づくり 庁内各部署との連携を強化し、文化庁・埼玉県教育委員会・他自治体（博物館）・関連機関等の指導・助言・連携により、行政による史跡の保護体制の充実を図る。



第 10-1 図 運営体制のイメージ